

令和5年 第1回定例会

## 滑川町教育委員会会議録（公開）

---

令和5年1月25日

午後1時30分 ～ 午後5時00分

滑川町教育委員会

○ 招 集 通 知

滑教第 1729 号により、令和 5 年第 1 回定例教育委員会を次のとおり招集する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

記

1. 招集日時 令和 5 年 1 月 2 5 日(水)  
午後 1 時 30 分
2. 招集場所 宮前小学校

---

○ 招 集 委 員

応招委員 (4名)

1. 岩 崎 千恵子 教育長職務代理者
2. 吉 野 さつき 委員
3. 飛 田 聡 保 委員
4. 中 山 達 朗 委員

不応招委員 (なし)

## 令和5年 第1回定例教育委員会

令和5年1月25日(水)

### 議 事 日 程

1. 開 会 宣 言
  2. 議事録署名委員の指名
  3. 前回会議録の承認
  4. 諸般の報告及び日程
  5. 議 事
    - 議案第1号 滑川町学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について
    - 議案第2号 滑川町小規模特認校実施要綱の制定について
  6. 協 議 事 項
  7. その他の事項
  8. 閉 会 宣 言
- 

#### 出席委員 (5名)

- |            |          |
|------------|----------|
| 1. 馬 場 敏 男 | 教育長      |
| 2. 岩 崎 千恵子 | 教育長職務代理者 |
| 3. 吉 野 さつき | 委員       |
| 4. 飛 田 聡 保 | 委員       |
| 5. 中 山 達 朗 | 委員       |

#### 欠席委員 (1名)

な し

---

#### 会議に説明のため出席した人

な し

---

#### 会議に出席した事務局職員

- |      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 澄 川 淳   |
| 指導主事 | 寺 田 陽 介 |
| 指導主事 | 野 口 和 嵩 |
-

◎ 開会宣言

- 馬場教育長 皆さん、こんにちは。委員各位におかれましては、宮前小学校及び滑川幼稚園の視察に引き続き、第1回定例教育委員会に御参集いただきありがとうございます。ただいまの出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第1回定例教育委員会を開会します。なお、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、公開といたします。御異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

- 馬場教育長 異議ないものと認めます。次に事務局へお尋ねします。本日の会議について、傍聴の申し入れはございますか。

【事務局より、「傍聴人なし」との報告】

- 馬場教育長 傍聴人は、いないということですので、このまま議事日程について進行いたします。

---

◎ 議事録署名委員の指名

- 馬場教育長 それでは、日程第2「議事録署名委員の指名」ですが、会議の議長において指名します。

議事録署名委員は、岩崎 千恵子 教育長職代理者 をお願いします。

---

◎ 前回会議録の承認

- 馬場教育長 次に日程第3「前回会議録の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

- 寺田指導主事 それでは、資料1を御覧になってください。前回会議録となりますので、いつものように時間を作っていただき、一読いただき御確認をお願いいたします。

【確認の時間を設定し、委員各位が確認】

- 馬場教育長 何か御質問等はございますか。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長 ありがとうございます。それでは、前回会議録について承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

【委員全員から、挙手があり】

- 馬場教育長 それでは、前回会議録を承認いたします。

---

◎ 諸般の報告及び日程

- 馬場教育長 次に日程第4「諸般の報告及び日程」を行います。最初に、1) 諸般の報告及び連絡事項を行います。「教育長の動静」より説明させていただきます。それでは、資料2を御覧になってください。

1月ですが、8日の二十歳の祝いについて、ありがとうございました。無

事、晴天に恵まれてまして良い式典ができました。ありがとうございました。14日になめがわ郷土かるた大会ということで、本年度は総合体育館が新型コロナワクチンの接種会場になっているということで、月の輪小学校の体育館で行わせていただきました。今までのかるたに「月小の札」を加えて行った初めての大会ということで実施させていただきました。こちらも、無事終了することができました。22日には、新春囲碁将棋大会ということで開催いたします。これは、参加者の高齢化が進んでいて、毎年同じ人ばかりの参加でしたが、各校に御協力いただき、学校を通して開催通知を配付させていただきました。そうしたところ、囲碁には参加がなかったのですが、将棋には小学生が9名参加しました。代表の方からは、「こんなに多くの小学生が参加したことは今までなかった。大変盛り上がった大会だった」と喜んでいただきました。23日は教育長会議と併せての講演に岩崎委員、吉野委員に御参加いただきありがとうございました。本日、午前中に文教厚生常任委員会の視察を行わせていただきました。視察のテーマが文化財ということで、町の偉人の宮島勘左衛門、愚禅和尚や古墳公園等を見たりさせていただきました。

今後の予定ですが、30日にスクールバス運行検討委員会がございます。ここで検討した結果を、次回の定例教育委員会で報告いたしますので、よろしく願いいたします。

2月に入りまして、4日に料理教室を開催いたします。小学生と中学生を午前と午後の2回に分けて行います。岩崎委員に於かれましては、講師として1日よろしく願いいたします。7日の福田小学校の鳥井沼環境整備というのは、沼の周囲を清掃して沼水をきれいにして、次の年の田植えに備えるといった授業で、ずっと継続してやってきました。場所を昨年度から南谷沼から鳥井沼へ変更してやらせていただいています。11日は10代からのメッセージということで、委員の皆様よろしく願いいたします。この後、いくつか会議がございます。通学検討委員会、学校給食運営委員会など年度末に向けて開催する予定です。25日の柳谷沼報告会ですが、今実施している里山プロジェクトの一環で、福田小学校の子供たちが生物調査と水質調査を行っています。この実施結果の報告会をエコミュージアムセンターで行わせていただきます。小学生の発表、大学生の発表、生物研究の先生に講評いただいて（今年度の活動の）締めくくりとさせていただきます。これについては、福田地区だけ回覧を回らせていただいています。動静表を見ていただくとわかるかと思いますが、土日も行事が入っています。だいぶ（コロナ前の状態に）戻ってきたかなと思います。

雑駁な説明となりましたが、以上が主な動静となります。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長　それでは、「なし」ということですので、1) 諸般の報告及び連絡事項を終わりにいたします。
- 

◎ 会議日程の決定

- 馬場教育長　続きまして「会議日程の決定について」を議題とします。本日の議案は2件です。日程7その他の事項が終了次第、次回日程を決定後、閉会することといたします。それでは、日程5「議事」を進めさせていただきます。
- 

◎ 議　事

- 馬場教育長　それでは、日程5「議事」に入ります。「議案第1号 滑川町学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。提出されました議案について、事務局より説明をお願いいたします。

【野口指導主事、議案説明】

- 馬場教育長　はい、説明ありがとうございました。それでは、提出された議案について、何か質疑や御意見等がございますか。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長　ありがとうございます。それでは、「議案第1号 滑川町学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について」の採決をいたします。本件を原案どおり承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

- 馬場教育長　ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第1号は原案どおり承認されました。それでは次に、「議案第2号 滑川町小規模特認校実施要綱の制定について」を議題といたします。提出されました議案について、事務局より説明をお願いいたします。

【野口指導主事、議案説明】

- 馬場教育長　はい、説明ありがとうございました。それでは、提出された議案について、何か質疑や御意見等がございますか。

- 中山委員　通学方法というのは、どうなっていますか。

- 野口指導主事　保護者の責任において、福田小学校まで送迎していただき、徒歩での通学は想定していません。特認校の趣旨に賛同していただき、さらに登下校の送迎ができる方、ということとなっています。

- 馬場教育長　ほかに何かございますか。

- 飛田委員　対象として、本町の住民基本台帳に登録のある者で小学校に在籍している者、若しくは在籍予定の者とありますが、台帳の登録だけで生活の実態、居住の実態は問わないのですか。

- 澄川局長　住民基本台帳に登録されると、滑川町に学籍を持つこととなりますので、そうすると特認校への就学を希望できる資格を持つということにな

るかと思えます。

- 飛田委員 それでは、申請書にある通学区域上の学校というのが町内の学校とならざるを得ないということですね。先ほど、中山委員がおっしゃっていた通学方法というのは、責任をもって学校まで送り届けていただくというのが募集要項の「就学の条件」の（3）にあたるということですね。
- 野口指導主事 はい、そのとおりです。
- 飛田委員 では、「うちは、徒歩通学でも安全に通学できる」と保護者が行った場合、送迎はなしでも良いのですか。
- 野口指導主事 はい、そのとおりです。
- 飛田委員 あと、最後にもう一つ。兄弟がいた場合、定員が若干名になると説明がありましたが、例えば「兄だけ特認校へ就学させたい」といった場合、承認されるのですか。
- 野口指導主事 はい、そのとおりです。
- 馬場教育長 ただ基本的には、（特認校の就学は）保護者が、その教育活動や趣旨に賛同して就学を希望するものなので、兄弟が違う学校へ行くというのは、おそらく違う理由があると思われれます。特認校に賛同しているのであれば・あと、1年で卒業だから（上の子は今のまま）残したいなどの理由はあるかもしれませんが、そのあたりは面接をして十分なヒアリングをしてから適切な判断をとということになります。今いる学校でトラブルがあって、この子はこっち、この子はあっち、となると教育活動に賛同とは違ってきますので。また、兄弟で違う学校となると、PTA活動も両校に参加しなければならなくなります。いずれにしても、十分に面接を行い適切に判断していこうと思えます。
- 飛田委員 はい、ありがとうございました。
- 馬場教育長 ほかに何かございますか。
- 吉野委員 落ちてしまう（承認されない）こともある？
- 野口指導主事 面談等を行って、その趣旨に賛同していただけることが判断できた場合に許可なので、そうでない場合もございます。
- 馬場教育長 少し補足させていただきますけど、今年度たまたまスクールバスの導入が一緒になってしまったので色々誤解されやすいのですが、教育委員会としては通学区を変えるつもりはありません。例えば、宮小で福小に行きたい児童がいるのなら、バスで集団を、例えば十三塚の子供を全員送っていけば良いではないか、といった意見もありました。しかし、（特認校は）あくまで通学区は、変えません。福小の特認校に賛同してくれる場合だけ、入れますよということなので、スクールバスとはきちんと分けないといけないと思えます。また、例えば「いじめ」とかがあって、ということであれば区域外就学といった制度があります。町の子供でも町外に、例えば東松山市の学校へ就学することが出来ますので、そういったこととはきちんと分けてい

かなければならないと思っています。宮前小学校の児童が増えて、プレハブ校舎を増築するのなら、福小の空いてる教室にスクールバスで連れて行けば良いじゃないか、といった意見も実際ありましたが、教育委員会としては、通学区は変えないというのが大前提にないとぐちゃぐちゃになってしまうので、この点については御理解いただければと思っています。他に何かございますか。

- 中山委員　これは、今日の日付で提出になっていますが、この定例教育委員会で通れば、議会を通さなくても実施できるのですね。では、住民へは周知されるのですか。
- 野口指導主事　特認校に関しましては、まず福田地区のPTAの役員さんに説明をしていきます。その後、ポスターの掲示や説明会を開催して周知していきます。
- 中山委員　では、まだ全然どのくらいの人数になるか、シミュレーションの中でも想定できていない状況ですか。
- 野口指導主事　はい、まだです。
- 馬場教育長　実際には、議会、区長さん、学校は当然ですが、ここには以前から話をさせていただいて、その後、今回の要綱などが固まった後に、一般へ周知させていかなければいけないので、来年度からポスターやリーフレットを作らせていただいて、説明会を開かせていただいて周知していこうと思っています。
- 中山委員　6年度からの実施予定ですからね。色々な場面で説明していく必要があるのかなと思います。ありがとうございました。
- 馬場教育長　ほかに何かございますか。
- 飛田委員　一番最後の問合せ先ですが、誤字があります。
- 野口指導主事　ありがとうございます。修正させていただきます。
- 馬場教育長　ほかに何かございますか。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長　ありがとうございます。それでは、「議案第2号 滑川町小規模特認校実施要綱の制定について」の採決をいたします。本件を原案どおり承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

- 馬場教育長　ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第2号は原案どおり承認されました。

それでは、議案については、以上となります。ありがとうございました。

---

◎ 協議事項

- 馬場教育長　それでは、日程6「協議事項」に入ります。最初に協議事項1)



「各校卒業式・入学式の出席者について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【寺田指導主事、資料3により説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。それでは、各校の卒業式、入学式の出席者の確認をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【教育委員の方々に各式典の出席について、協議をする】

○馬場教育長 それでは、卒業式ですが、宮小に吉野委員、福小に岩崎委員、月小に飛田委員でお願いします。入学式は、宮小に飛田委員、月小は吉野委員、滑中は岩崎委員、幼稚園は中山委員ということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。次に、2)「十代からのメッセージの役割分担等について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【澄川局長、資料4により説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。それでは、当日の出席と役割分担を確認させていただきます。いかがでしょうか。

【教育委員の方々に出席と役割分担について、協議をする】

○馬場教育長 それでは、出席及び開会のことばを飛田委員にお願いします。あと、当日遅れて出席されるのが、吉野委員、岩崎委員、ということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。次に3)「今後の予定について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【澄川局長、次第により説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。何か御意見、御質問等がございますか。

【「なし」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、日程6「協議事項」については、以上となります。

## ◎ その他の事項

---

○馬場教育長 それでは、日程7「その他の事項」を行います。最初に1)「教育支援金貸付制度の一部改正について」ですが、事務局より説明をお願いします。

【寺田指導主事、資料6により説明】

○馬場教育長 ありがとうございます。何か御質問等がございますか。

○吉野委員 これは、貸し付けを受けたら、どのくらいの期間で返済するのですか。

○澄川局長 借入から1年間の期間で返済になります。基本的には、就学援助の対象者が借入しますので、就学援助の給付を受けたらそれを充当して返済することを想定しています。これは、貸付金ですのでどうしても返済の義務

を負います。このあたりが、利用が進まない理由の一つかと思っています。

- 吉野委員 返済は一括払いですか。
- 澄川局長 返済方法は、月払い、半年払い、一括払いとあります。以前、利用された方で、就学援助の給付を待たずに月払いで返済された方もいました。
- 中山委員 高校とかでも諸経費が払えず（滞納して）年度末の就学支援金が入ったときに、それを充てるといったものと同じですか。
- 馬場教育長 例えば、入学時とか校外学習時には、まとまった費用が必要となります。そういった時に、この教育支援金の貸付を受けていただいて支払いをし、後で徐々に返済してもらおう。こういった使い方が考えられます。経済的な一助となればと思っています。就学援助費で不足する部分を補えるようにという趣旨でございます。
- 飛田委員 必要書類が削減されて簡素化されたようですが、何が減ったのですか。
- 澄川局長 はい、誓約書と「就学援助費を担保として貸し付けを受けます」といった届出書があったのですが、減らしてというよりは貸付申請書の中に統合して、提出する書類の数を減らしています。手続きの煩雑さを少しでも減らそうといった考えです。
- 中山委員 こういった制度が知られていない、といったことなのでしょうか。
- 澄川局長 はい、周知不足といったことがあったかと思えます。幼稚園、小中学校の入園、入学説明会の時には、通知と一緒に御案内をしているのですが、その機会くらいしかありませんでした。もう少し、周知について検討して考えなければいけないと思っています。
- 中山委員 学校現場へもきちんと周知し、保護者から相談を受けた時にこの制度のことを学校からも伝えられると良いですね。せっかく、このような良い制度があるので、活用してもらった方が良いでしょう。
- 澄川局長 今回の改正で、在学中も使えるようになりますので、是非そうしていきたいです。
- 中山委員 是非、よろしくお願いします。
- 馬場教育長 ほかに何かございますか。
- 【「なし」の声があり】
- 馬場教育長 ありがとうございます。また何かお気づきの点がございましたら、お知らせください。それでは、1)「教育支援金貸付制度の一部改正について」は、以上となります。次に2)「スクールバス運行に係る進捗状況について」ですが、事務局より説明をお願いします。
- 【澄川局長、資料6により説明】
- 馬場教育長 ありがとうございます。何か御質問等はございますか。
- 馬場教育長 このスクールバス検討委員会は、教育委員会が諮問ですか。私からの諮問ですか。

- 澄川局長 規約では諮問に依らず開催となっていますが、検討委員会での結果は教育長に報告することになっています。
- 馬場教育長 ありがとうございます。ですので、検討委員会の結果が私の所に提出され説明を受けます。そこで、その報告書について、私から教育委員の皆さんに報告をいたします。次の2/20の教育委員会では、最終的に規則を作らなくてははいけません。それを受けて規則を制定しますが、委員さんも規則だけ見て判断するのは困難なので、報告書の説明を聞いていただき判断していただくことになるかと思えます。もし、次回の教育委員会で協議・判断するに辺り、必要な資料、見てみたい資料、確認したい資料があればこちらで準備いたしますので、お話しいただければと思います。
- 吉野委員 次回決めるのは、スクールバスの運行に関するルールですか。
- 馬場教育長 はい、運行の規則になります。該当者は誰だとか、どこの地区が該当だとか。
- 澄川局長 そうです。運行案ではなく、運行計画になるかと思えます。この運行検討委員会は諮問機関ではなく、あくまで広く意見を聴取する場となっています。委員の皆さんからこのような意見が出ました、といった報告になります。事務局は、今までのアンケート結果や、検討委員会の意見などを受けて、運行計画を作成します。その運行計画に合わせた規則を整備することとなります。ですので、教育長から検討委員会からの報告書を教育委員会で報告していただき、それを受けての運行計画を提案、その後、その運行計画に合わせた規則を提案し、教育委員さんに諮ることとなります。
- 吉野委員 それには、誰が乗るとか、どこを通るとか、どういう時間で行くのかといった内容が盛り込まれるのですね。そういったこと以外の細かいことを色々決めていく必要がありますよね。それは、ここ（教育委員会）で決めることではないですが。例えば、保護者が行っている1年生のお迎え当番とか。
- 馬場教育長 おそらく、お迎え当番はバスの乗車場所までの当番になるのではないかと思います。なくなることはないと思っています。したがって、スクールバスが導入されてもなくなるものはないかと思っています。距離が短くなったり、通学班の扱いが変わったりとか、登下校に係る時間が短くなったり、時刻が変わったりとかがあるだけで、基本的になくなるものはないと考えています。ただ、実際に運行が始まると色々細かなことが出てくると思えますので、ここで定めた規則の下に「教育長が定める」といった運用規定が出てくると思えます。
- 吉野委員 でも、そういった細かいことまで教育委員会で協議する必要はないということですよ。
- 馬場教育長 はい、そのとおりです。
- 吉野委員 負担金とかは、まだ検討中となりますか。

- 馬場教育長 いえ、その時までには決定しています。
- 吉野委員 わかりました。バスの乗車児童について、どの地区に何人くらいいるかが分かるとありがたいです。
- 澄川局長 分かりました。地区別の乗車対象数が分かるものを用意します。
- 吉野委員 できれば、地図上で分かるものがあると良いのですが。
- 澄川局長 資料を作成してみます。
- 飛田委員 1/30 のスクールバス運行検討員会で出された意見で、運行計画が変わる可能性もあるのですか。
- 馬場教育長 はい。
- 澄川局長 可能性はあると思います。
- 飛田委員 少し気になったのは、アンケートの結果で「土塩」地区はバスの必要性が高かった結果が出ています。山田、和泉を通る経路となっていますが、本当に必要としている人たちの経路となっているのかということと、山田下集会所や笹屋商店付近は、徒歩でも通学できそうな距離だと思うのですが。町長の公約の解釈もあるかと思いますが、宮前小学校区の3 km以上だけでも良いような気がします。
- 澄川局長 先ほど吉野委員からも御要望がありました、3 km以上の児童の家をポイントした地図を準備したいと思います。先ほどお話しされた山田下集会所や笹屋商店付近はここで乗降するというだけで、この付近の児童が乗車するわけではありません。あくまで、乗車対象は3 km以上の通学距離となりますので、先ほど教育長がおっしゃったとおり、その対象となる児童が通学班を編成して、通学班で乗車場所まで行くこととなります。また、土塩地区については、今回たまたま3 km以上の通学距離の児童がいなかっただけです。今後、土塩地区で3 km以上の通学距離の児童が入学した時には、バスの運行対象となるため、運行計画の変更が必要になります。
- 飛田委員 わかりました。あともう一点。実施形態の中で、町の直営や一部委託といった方法があります。以前、町でも行政バスを所有して運行していたかと思うのですが、車検とか燃料費とかタイヤ代とかそういった経費と稼働状況を考えて、廃止になったかと思います。もし、スクールバスで直営とか一部委託を考えるのであれば、その時の経緯も参考にされた方が良いと思います。
- 中山委員 本当に時間のない中で、大変なことをやられていると思うのですが、アンケートを検証して公的に公表する時に有意差検定をしているかどうか、統計学的に必要なことかと思います。知っている人がどのくらいいるかとは思いますが、確認していただきたいと思います。検定されていない場合、「…である」と言い切るのではなく、「…と思われる」といった検証に基づく表現、標記とする必要があります。
- 馬場教育長 ありがとうございます。資料 5 ページのアンケートの結果につ

いては、実数とパーセントとの両方で標記しています。また、「…望んでいる人が多い」や「…必要性を感じていると思われる」といった標記にしています。何れにしましても、次回の2/20の教育委員会では、議案審議いただくこととなります。また、教職員管理職の人事異動についても、御審議いただくこととなります。少々重い議題が多いのですが、よろしくお願ひいたします。先ほどの吉野委員がおっしゃったように、見たい資料等がございましたらお知らせいただきたいと思います。

○岩崎教育長職務代理者 このスクールバスの運行については、短い期間の中でここまで進んでいて、本当に御苦勞様です。お聞きしたいのは、このスクールバスは導入したら、何年も継続して行うということですか。

○澄川局長 おそらくそうなると思います。

○岩崎教育長職務代理者 給食費無償化が始まったときも賛否両論ある中でスタートしました。そして、(そのまま何年も継続し)今に至り、見直しなどの声もなく実施していますが、今でも賛否両論あると思います。今回のスクールバスも長い時間かけて運行し、「やはり必要だったね」となれば良いのですが、子供の体力面など長く続けていく中で時代や環境が変わり、今は色々考えてスタートするバスですけど、ある地点(時期)を設定しておいて、見直し・検証を行い良ければそのまま継続し、必要に応じて変更、修正をすることが必要じゃないかと思います。

○澄川局長 水泳指導の民間委託を今年度導入し来年度から実施しますが、5年間というスパンを設定し、委託業務を行いながら同時に検証もするとしています。このスクールバスを導入することで、当然デメリットもあるかと思っています。子供たちに大きなマイナスの影響を与えるようであれば、見直しは当然必要だと思います。

○馬場教育長 その一つの対策として、付帯決議というものがあります。「教育委員会としてこの規則を決議しました。ただし…による検証が必要である」といった記述を行い、町長の意向を確認します。最終的には議会へ諮り決定します。教育委員会で同意・承認を得ても、議会を通らなければいけませんので。付帯決議が教育委員会では出されました。このことについて検討して欲しいと町長へ意向確認し、条文規定するなど対応することは可能です。最終的には、予算という形で議案に盛り込めるかどうかなので、町長の判断ということになりますけど。教育委員会としても懸念しており、人口が増えていく中で、バスの台数が増えていくことも考えられます。経費も当然増額しなければなりません。そのために、他の学校予算が削減されるのはいかなものかと個人的には思います。

○澄川局長 このスクールバスの運行について、議会にかけるのは予算案のみではないかと考えています。法的な規程は要綱、規則を考えていますので、それはこの教育委員会で規定することになります。

- 馬場教育長 大枠を条例で定めることはありますか。
- 澄川局長 郡内の市町村は規則、要綱です。他市町村では条例で定めるところもありますが、少ないようです。ただし、利用料を徴収することになれば、使用料条例を定めなければならなくなります。利用料は先ほど教育長がおっしゃったように経費全てを利用料で賄うわけではありませんので、あくまで経費の一部負担金という形であれば、規則、要綱に定めれば大丈夫かと思えます。ただし、議会には予算という形で上程するだけでなく、全員協議会の中で運行計画とそれに対応した規則を説明しますが、法的な定めとなるとこの教育委員会が決定機関になるかと思えます。ただし、ここで規則が承認されても、予算が可決されなければ事業は執行できません。
- 岩崎教育長職務代理者 スクールバスの運行まで色々あるようですが、導入後に検証しようという機会があれば良いなと思えます。町民の税金を使って行うものなので、実際に運行を続けて見えてくる課題や考え、工夫もあるかと思えますので、そういうことが出来る策をお願いします。
- 馬場教育長 ほかに何かございますか。  
【「なし」との声があり】
- 馬場教育長 ありがとうございます。それでは、2)「スクールバス運行に係る進捗状況について」は以上となります。次に3)「県民の日を学校閉庁日とする取扱いについて」を、事務局より説明をお願いします。  
【寺田指導主事、次第により説明】
- 馬場教育長 ありがとうございます。何か御質問等はございますか。  
【「なし」の声があり】
- 馬場教育長 ありがとうございます。それでは、次に4)「小・中学校近況報告」を事務局より説明をお願いいたします。  
【寺田指導主事、資料7により説明】
- 馬場教育長 ありがとうございます。何か御質問、御意見等はございますか。  
【「なし」の声があり】
- 馬場教育長 ありがとうございます。それでは、3)「小・中学校近況報告」は、以上となります。それでは、日程7その他の事項については、以上となります。

---

◎ 次回開催日

- 馬場教育長 それでは、次回開催日を議題といたします。次回の教育委員会ですが、前回の教育委員会で協議いたしましたので、2月20日(月)13時30分~としたいと思います。ありがとうございます。それでは、よろしくをお願いいたします。
-

◎ 閉会宣言

○馬場教育長 本会議に付された案件は全て終了しました。ただいまをもちまして閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 異議なしと認めます。したがって、本定例教育委員会は、閉会することに決定しました。

---

◎ 閉会のことば

○馬場教育長 皆さまの御協力によりましてスムーズに議事を進行し終了することができました。感謝を申し上げます。

これもちまして令和5年第1回定例教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。